

# 省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業費補助金交付要綱

制定 令和4年12月16日付け産支第546号

## (趣旨)

第1 原油価格や物価の高騰が多く of 農業者の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、農業者の経営の継続に向けた支援が急務となっている。

本事業では、原油価格・物価高騰による影響を受けつつも経営を継続している農業者が、生産を回復し、今後も経営を継続できるような環境を整えるために必要な機械・設備等の導入を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (事業区分、補助率等)

第2 事業区分、事業実施主体、事業の対象となる取組及び補助率等は、別表及び別紙に定めるところによる。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

## (交付決定の通知)

第4 知事は、第3の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を事業実施主体に通知するものとする。

## (変更交付申請)

第5 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額を増額する場合又は30パーセントを超えて減額する場合

## (概算払の請求)

第6 事業実施主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合には、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第7 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8 事業実施主体は、規則第10条の規定により事業完了後速やかに実績報告書(様式第5号)を知事に報告するものとし、その提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 事業実施主体が実績報告を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第9 知事は、第8の第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(事業実施主体の責に帰すべき事情によるものを除く。)

(2) 事業実施主体が、当該補助金等を他の用途へ使用したとき。

(3) 事業実施主体が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 事業実施主体が、当該補助事業等に関し、法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5) 補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して融通する資金の融通を受けたものが、法令、規則その他知事の定める条件に違反したとき。

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項第1号に該当するものとして補助金等の交付の決定を取り消した場合には、県は当該取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対し知事が別に定めるところにより補助金を交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第11 知事は、第3第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に仕入れに係る消費税

等相当額報告書（様式第6号）により確定した額を報告しなければならない。

- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （補助金等の返還）

第12 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、事業実施主体の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### （加算金及び延滞金）

第13 事業実施主体は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき（第10の第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金等の返還を命ぜられたときを除く。）は、その命令に係る補助金等の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### （財産処分の制限等）

第14 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第13条1項第4号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械・設備等とする。
- 3 知事は、業績が悪化していない状況において事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （帳簿等の保存）

第15 事業を実施するにあたっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助事業終了の年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第7号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### （補助金交付に係る条件）

第16 補助金の交付にあたっては第4から第14までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱その他関連通知に従わなければならない。
- (3) 事業実施主体は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、処分制限相当期間においては、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。

(書類の提出)

第17 この要綱に基づき事業実施主体が知事に提出する書類は、所管する隠岐支庁農林水産局又は各農林水産振興センターに提出するものとする。

(その他)

第18 この補助金を交付する事業を実施するにあたり、本交付要綱に定める以外に必要な事項は、農林水産部長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別 表

区 分	経費	補助率	重要な変更	
			経費配分 の変更	事業の 内容変更
(1) 省エネルギー 化推進事業	施設(パイプハウス)の省エ ネルギー化に資するものとし て、県が認める以下の機械・設 備等の導入経費(機械・設備等 のみの経費も可) ア 省エネハウス資材 イ ヒートポンプ ウ 保温性向上ビニール資材 エ 自動谷換気装置 オ 自動サイド換気装置 カ 二重被覆資材 キ LED照明資材	総事業費の1/2 ※1件当たりの総 事業費の下限は 30万円とする。 ※左欄ア～コの取 組みの10a、又 は、1件当たりの 補助金額の上限 は以下のとおり とする。 ア 158万円 イ 80万円 ウ 15万円 エ 32.5万円 オ 22.5万円 カ 88万円 キ 30万円 ク 400万円 ケ 100万円 コ 400万円	該当なし	補助金額 を増額す る場合又 は30パー セント を超えて 減額する 場合
	(2) 肥料コスト低 減推進事業	肥料コスト低減に資するも のとして、県が認める以下の 機械の導入経費(機械のみの 経費も可) ク マニュアルプレッダー ケ ブロードキャスター コ バケットローダー  ※本事業以外の国 または県が助成 する事業の採択 等を受けている 場合は補助対象 となりません。		

(別 紙)

## 1 事業概要

原油価格・物価高騰による影響を受けつつも経営を継続している農業者が、生産を回復、継続できるような環境を整えるために必要な機械・設備等の導入に対する支援を行う。

## 2 事業実施主体

事業実施主体は、農業者又は農業者の組織する団体とする。

なお、農業者とは、経営耕地面積が30a以上、又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農業を行う者。

## 3 補助対象となる取組

施設（パイプハウス）の省エネルギー化、肥料コスト低減に資する取組について、以下に記載の機械・設備等の導入の取組を補助対象とする。なお、本事業以外の国または県が助成する事業の採択等を受けている取組は補助対象外とする。

### (1) 省エネルギー化推進事業

- ア 省エネハウス資材
- イ ヒートポンプ
- ウ 保温性向上ビニール資材
- エ 自動谷換気装置
- オ 自動サイド換気装置
- カ 二重被覆資材
- キ LED照明資材

### (2) 肥料コスト低減推進事業

- ク マニュアルスプレッダー
- ケ ブロードキャスター
- コ バケットローダー

## 4 補助金額

補助金額は総事業費の1/2。ただし、1件当たりの総事業費の下限は30万円とし、3のア～コの10a、又は、1件当たり補助金額の上限は以下のとおりとする。

- ア 省エネハウス資材： 158万円
- イ ヒートポンプ： 80万円
- ウ 保温性向上ビニール資材： 15万円
- エ 自動谷換気装置： 32.5万円
- オ 自動サイド換気装置： 22.5万円
- カ 二重被覆資材： 88万円
- キ LED照明資材： 30万円
- ク マニュアルスプレッダー： 400万円
- ケ ブロードキャスター： 100万円
- コ バケットローダー： 400万円

## 5 補助要件

- (1) 本事業による取組みは、令和5年度内に完了すること。

- (2) 機械・設備等の導入は単純更新ではないこと。
- (3) 3のクからコの機械が導入できるのはコントラクター等とする。
- (4) 機械・設備等の導入については、次に掲げる事項によるものとする。
  - ア 補助の対象とする機械・設備等は、新品のものとする。ただし、既存の機械・設備等の有効利用、事業費の低減等の観点から見て適当とみられる場合には、古品の利用を推進するものとする。
  - イ 補助対象とする機械・設備等は、耐用年数が概ね5年以上のものとする。ただし、古品の場合は、残存耐用年数が2年以上のものとする。

## 6 施行方法

### (1) 設備等の施工方法

設備等の施工方法は、直営施行又は請負施行、委託施行のいずれかによるものとし、事業実施主体は、その施行方法ごとに、それぞれ次に掲げる事項に留意して、適正に事業を施行するとともに、県内中小企業者に発注するよう努めること。

なお、1事業は1施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、1事業を、工種又は機械・設備等を明確に区分して、2つの施行方法により施行することができるものとする。

#### ア 直営施行

事業の対象となるのは、工事材料費、機械器具費、労務費（外部委託に係る部分のみ）、機械借損料及び工事雑費のほか実施設計費（外部委託の場合に限る。）であり、諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は対象としない。外部から調達する物資の積算については請負施行に係る支給品費の取扱に準じる。実施に当たっては、事業実施主体は、事業実施設計書に基づき、直接材料の購入を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図る。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うこと。

#### イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させ、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期すること。

##### a 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者および入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表するよう努めること。

##### b 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事に関する一切の事項を処理させる。また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の

現場写真を撮影させ、必要に応じて工事の記録等を行わせること。

c 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了した時は、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受ける。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けること。

ウ 委託施行

委託施行については、請負施行にできない明確な理由がある場合にのみ対象とする。その実施においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行う。

また、委託施行とする場合は、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続きを行う。なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行う。また、事業の委託に係る契約については、「委託費の事務取扱について」（昭和39年3月26日付け39経第870号農林事務次官依命通知）に準じて、適正に行うこと。

(2) 機械等の施行方法

機械等の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴取することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札または随意契約によることができるものとする。

ただし、随意契約による場合でも相見積もりを徴取するなど経費削減をはかること。

さらに、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者および入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表すること。

(3) 書類の整備及び保管

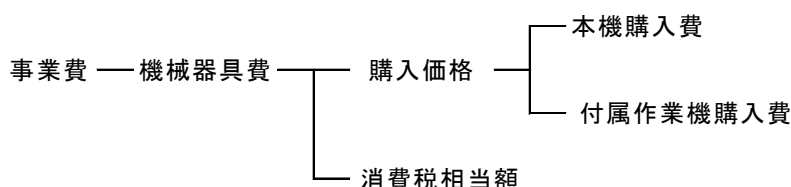
事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管すること。

7 対象事業費の内容、構成及び積算について

(1) 対象事業費の構成

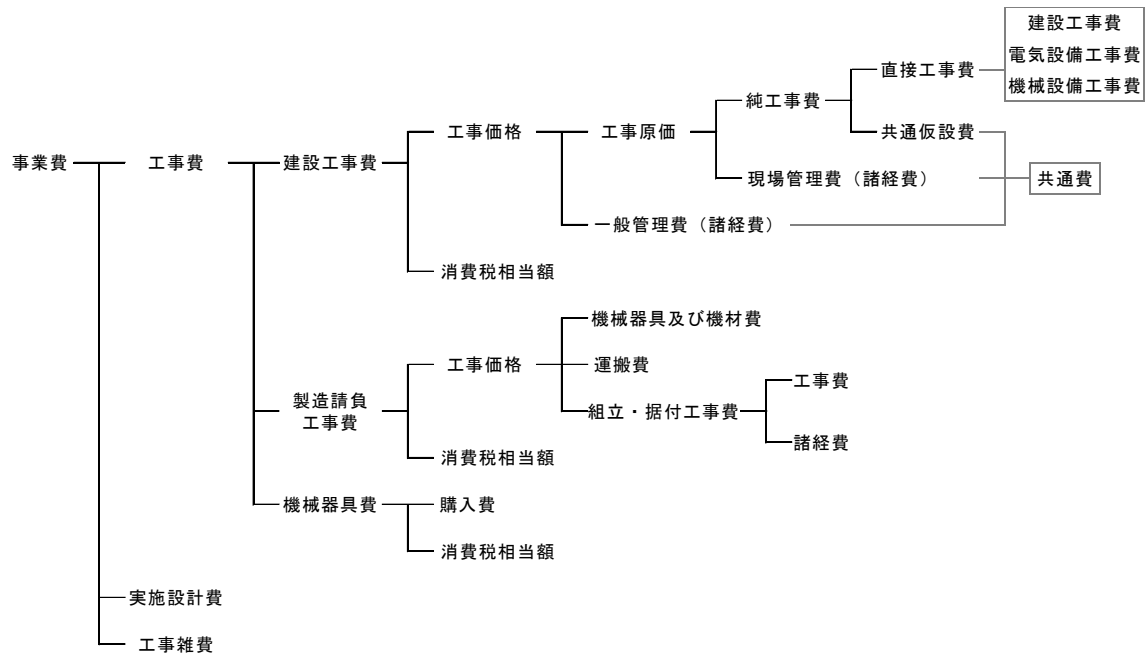
機械・設備等の導入の対象事業費の構成は、次のとおりとする。

ア 機械等の場合





イ 設備等（請負施行）の場合



(2) 対象事業費の積算及び取扱い

対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

なお、1事業が2つの施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算すること。

(3) 工事費

ア 積算の方法

a 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格による。なお、単価の根拠については摘要欄に明記することとし、必要と判断される場合は算出根拠資料を添付する。

b 建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算し、更に直接工事費は、事業実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算する。

この場合において、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ 支給品費（請負・委託施行）

a 支給品費は、事業実施主体が、支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上する。

b 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額による。

c 支給を行う場合は、当該工事材料等を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、当該工事材料を

支給品費として積算できるものとする。

ウ 共通仮設費

- a 建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次表に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行う。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

エ 諸経費

- a 諸経費は、請負施行において請負人等が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。
- c 直営施行の場合、諸経費については、計上しない。

オ 工事雑費

事業実施主体が事業の施行に伴い直接必要とする次表に掲げる費用であって、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の実施態様に応じて積算する。

区 分	内 容
報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務、日々雇用者報酬（測量、事務、現場監督補助人夫等の報酬）、ただし、報酬支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水量費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委託料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公課費	

カ 実施設計書費

設計に必要な調査費（地質、水質その他機械・設備等の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に直接的に必要な費用とする。）とし、当該設計を委託する場合に限り補助の対象とする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

また、請負施行の場合は、実施設計書の作成に当たって、公正な事業の執行が確保されるよう、事業実施主体と利害関係がない（資本面、人事面、縁故面）と認められる者に請け負わせて、作成する。ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、指名競争入札により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業

者を選定して、当該施工業者に事業実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成する。

キ 消費税等相当額

消費税及び地方消費税に相当する分を積算し、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

8 対象事業により整備した機械・設備等の管理運営等について

事業実施主体は、対象事業によって取得し、又は効用の増加した機械・設備等（以下「機械等」という。）を、次に掲げるところにより、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること。

(1) 管理主体

機械等の管理は、原則として事業実施主体が行う。

(2) 管理の方法

事業実施主体は、その管理する機械等について、所定の手続きを経て管理規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、機械等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努める。

管理規程には、次に掲げる事項のうち機械等の種類に応じ必要な項目を明記する。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 保全に関する事項
- ク 償却に関する事項
- ケ 管理運営の収支計画に関する事項
- コ その他必要な事項

事業実施主体は、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は機械等利用簿等を適宜作成し、整備保存する。

(3) 増築、模様替え、処分等の手続き

事業実施主体は、機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行おうとするときは、あらかじめ知事に協議する。

事業実施主体は、機械等について、その処分制限期間内に立地条件その他社会経済的情勢の変化等により、当該補助金の補助の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であって、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第13条に基づく財産処分として、当該機械等を当該補助金の補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。